

第1回療育推進事業検討会会議録

日 時 平成27年5月27日(水)

午後3時～午後5時

場 所 青少年会館2階 講座室D

・出席者

友野京子メンバー 加藤暁子メンバー 山本啓一メンバー 中野由美子メンバー
小林倫メンバー 重松美智子メンバー 中村妙子メンバー 川名裕メンバー
早川伸之メンバー 角野禎子アドバイザー

・欠席者

鈴木浩之メンバー

・事務局

須藤福祉部長 新倉障がい福祉課長 雲林障がい福祉課係長
伊達障がい福祉課専任主査 佐藤障がい福祉課係員

・傍聴(0名)

1. 開 会

2. 検討テーマ (仮称)療育・教育の総合センターについて

- (1) 外壁塗装の色彩について
- (2) 想定される自己負担額について

3. その他

4. 閉 会

【新倉障がい福祉課長】 それでは、定刻となりましたので平成27年度第1回逗子市療育推進事業検討会を開催させていただきます。

本日は、すごく暑い中で、また青少年会館ということで、皆さんでここまでいろいろな方法でお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず初めに福祉部長より御挨拶をさせていただきたいと思います。

【須藤福祉部長】

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、各分野で御活躍をされている皆様に参加していただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより本市の福祉行政に対しても多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、私、この4月に和田部長の後任として拝命いたしました須藤と申します。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

さて、皆様御存じのとおり、障がい者施策につきましては、平成18年に障害者自立支援法が施行された後、平成25年度にいわゆる障害者総合支援法が施行されるなど、近年、制度改革が続いており、また障害者差別解消法や障害者虐待防止法など、障がいのある方の権利擁護についても制度の整備がなされてきており、障害者権利条約の批准に向けた取り組みもされている状況でございます。

こうした中、本市が取り組んでおります療育推進事業につきましては、先般の市長第3期所信表明にもありましたように、今年度は（仮称）療育・教育の総合センター設置による、生まれてから18歳までの障がいのある子どもや発達に心配のある子どもへの一貫した支援体制の整備に向けまして引き続き検討を重ねていくとともに、青少年会館の改修工事への着手を予定してございます。

今後のセンターの整備につきまして検討会の皆さんからの御意見、また御要望を最大限に踏まえながら、ハード、ソフト両面でより充実した市の療育推進事業における中核的な施設として、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

本日お集まりいただきました皆様におかれましては、逗子市のあるべきセンターについて忌憚のない御意見をいただき、市民、学識また実務経験者、当事者団体の方、それから行政の力を結集した新しいセンターをつくり上げていきたいと思っております。

最後になりますが、皆様の御健勝、ますますの御発展を祈念いたしまして、私の簡単な挨拶とさせていただきます。それでは、どうぞよろしく申し上げます。

【新倉障がい福祉課長】 それでは、本日は児童相談所の鈴木様から御欠席の連絡をいただき、それと小川アドバイザーにつきましても所用で欠席ということで連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、お配りさせていただいております資料1の検討会の名簿ですが、こちらにもございますが、教育部の川名学校教育課長におきましては、ことしの4月の人事異動で新しくメンバーになっていただいておりますので、一言御挨拶をお願いします。

【川名メンバー】 皆様、こんにちは。この4月から学校教育課長を拝命いたしました川名でございます。

日ごろより逗子市の学校教育につきまして御理解・御協力いただきまして、皆様には感謝申し上げます。いつもありがとうございます。

私、この3月まで30年間、教員生活がありましたが、そのうちの6年間はこの教育研究所、適応指導教室、不登校の教室に3年と教育研究所に3年勤めていたことがありまして、先ほどのチャイムもとても懐かしく聞かせていただきました。

私自身はこの場所がとても好きなんです。自然に恵まれて、不登校の子たちもここで伸び伸びと生活をして学校に戻っていったという経過もありました。ただ、この場所について療育センターということにつきましては、皆様いろいろな御意見があるかと思いますが、今、こちらに建設予定ということで、これからいろいろと検討を重ねていくということで、この地にまた逗子の子どもたちにふさわしい建物が建つことを願ひまして、皆様と一緒に考えていけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうの自己紹介をさせていただきたいと思います。

私は障がい福祉課長の新倉です。引き続きよろしく願いいたします。

【雲林障がい福祉課係長】 係長の雲林と申します。私も引き続きよろしく願いいたします。

【伊達障がい福祉課専任主査】 専任主査をしております伊達と申します。よろしく願いいたします。

【佐藤障がい福祉課係員】 障がい福祉課の佐藤と申します。知的障がいのケースワーカーを

担当しております、現在、療育の通園事業と療育相談室の方を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

【新倉障がい福祉課長】 それでは、続きまして、お手元にお配りさせていただきました会議の資料の確認をさせていただきたいと思います。

【伊達障がい福祉課専任主査】 それでは、本日の席上にお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

一番上に検討会の次第1枚に続きまして、資料1といたしまして検討会の名簿、続きまして資料2の追加というところで図面等、白い紙の方の一式です。A3のものと、後ろのほうにはカラーでA4のものがついている資料が資料2の追加分となっております。続きまして、右上、資料3でございます。想定される自己負担額についての資料。一番最後になりますが、参考というところで、現段階のスケジュールの案という形でお配りしております。図面のほうは事前に郵送させていただきました資料とあわせて御覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

不足等ありましたら、事務局までお知らせください。

【新倉障がい福祉課長】 いかがでしょうか、資料の方はよろしいですか。

では、進めさせていただきます。

検討テーマに入る前に、2点ほどこちらからお知らせをさせていただきたいと思います。

まず1点目は、こちらの（仮称）療育・教育の総合センターの現在の進捗状況について、配付させていただきました参考資料のスケジュールを御覧いただきまして、御報告させていただきたいと思います。

昨年の12月末に皆様方には書面で、このセンターの整備スケジュールにつきまして実施設計及び改修工事を慎重に行う必要があることからということで、28年の年度当初のオープンということでお知らせしていたものを、下半期の開設を目標にということで、半年スケジュールがずれ込むというお知らせをさせていただいております。

【伊達障がい福祉課専任主査】 一番後ろに参考としてつけさせていただいたのがスケジュールです。

【新倉障がい福祉課長】 今現在、こちらのスケジュールにもありますように、昨年の11月の議会に補正予算を提案いたしまして議決をされましたもので、1月から6カ月間をかけて実施

設計を行っているところであります。現在5月ですので、あと1カ月でこちらの設計のほうができ上がるという予定になっております。それができ上がりましたら、また9月に改修工事の工事費の補正予算、その後に、入札、契約については議会の議決を経てということで、実際の改修工事は順調にいけば来年1月から、これも半年間をかけて工事を行って、その後に引っ越しや準備をした上で、来年10月オープンということで、今のところはスケジュールどおりに進んでいるという状況でございます。

それから、スケジュールの2段目のところに療育事業者というところがございますが、ソフト面につきましては、療育を行う事業者を選定することで公募型のプロポーザルを、この5月20日から事業者の募集をしているところです。6月19日まで募集期間としておりまして、まずはそのスケジュールにありますように、新しいセンターの開設に向けての引き継ぎということで、新しい事業者の引き継ぎの分のプロポーザルを開始しているということであります。事業者の選定は7月末をめどに進めているということでございます。これが1点目のお知らせということになります。

2点目につきましては、会議録についてになります。以前から会議録につきましては検討会の皆様の御発言等につきましては録音させていただいて、会議録として作成させていただいているところですが、これまでは会議録につきましては作成はしてはしておりますが、ホームページで公表ということをしておりませんでした。こちらにつきましても、市の方ではこのような会議につきましてはホームページに掲載をしていくという方向でおりますので、この検討会につきましては傍聴が可能な会議ということになっておりますので、会議録の方もホームページに掲載をさせていただきたい、公開をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

この件につきまして、皆様から特に御意見のほうがございますたらお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。以前にも情報公開請求とかがございまして、その時点で皆様方にお声がけをさせていただいて公表するという御了解は得ていたところですが、今後はこういった形で公開前提で議事録を作成させていただくということで御了解いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ここから検討会ということで進めたいと思います。次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

次第の2に検討テーマということで、(仮称)療育・教育の総合センターについてということで始めさせていただきます。

傍聴がある場合は入っていただきたいと思いますが、本日は傍聴の希望の方がいらっしゃいませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

今回のテーマにつきましては、1つ目が外壁の塗装の色彩について、2つ目が想定される自己負担額についてということで進めさせていただきますと思います。

まずは、1点目の外壁塗装の色彩についてから、事務局のほうで説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

【雲林障がい福祉課係長】 よろしく申し上げます。

それでは、資料2の各種図面がお手元にあるかと思いますが、そちらの方を御覧ください。

今回の2つのテーマのうち1つ目のテーマにつきまして、センターの外壁塗装の色彩についてでございます。主に外観についてですが、ただ、皆様にはこうやって図面などを提示させていただくのが今回初めてになると思いますので、初めに現在設計中のセンター改修工事の図面を見ながら、建物の概要について御説明させていただいた後、外壁の色について御議論いただければと思います。

(仮称)療育・教育の総合センターの基本構想・整備計画にありますとおり、センター開設のため改修工事の対象となります青少年会館は、その3階部分に教育研究所があることから、1階及び2階部分に(仮称)こども発達支援センターを設置することで、1階から3階までの建物全体の総称として(仮称)療育・教育の総合センターとして位置づけております。

このことから、(仮称)療育・教育の総合センターの改修工事は、(仮称)こども発達支援センターを設置するものでありまして、1階、2階部分の(仮称)こども発達支援センターに係る改修工事が主となっております。

改修工事の設計図面で、お手元の図面はこれまで本検討会、それから小川アドバイザー、それから3月に景観審査委員会、それから4月に公共施設整備バリアフリー懇話会でいただいた意見などを踏まえまして、6月中の建築確認申請に向けて作成中の設計図面であります。あくまでも案の段階でありますため、各部屋の配置ですとか建物の意匠デザインにつきましては、今後、建築基準法ですとか、あと消防法、それから予算等の関係で変更する可能性もありますので、御了承いただければと思います。

それでは、最初に、この図面の中の配置図という図面があるかと思いますが、右下に図面の名称が書いてありまして、配置図というのが……

【伊達障がい福祉課専任主査】 追加でお配りした資料の一番上のところですよ。

【雲林障がい福祉課係長】 図面番号でいいますとA02と書いてあるんですよ。

【新倉障がい福祉課係長】 右下に図面番号が入っております。

【伊達障がい福祉課専任主査】 きょう席上でお配りさせていただいた図面ですよ。

【雲林障がい福祉課係長】 配置図という名称のとおり、建物の配置についての図面ですよ、こちらには駐車場とか駐輪場とかという建物の外構部分についても配置が記されていまして、今日も皆様に御覧になっていただいたと思いますが、施設の前にあります駐車場は傾斜がきついということで、その傾斜がある部分についても盛り土をした上で、駐車場は御覧になっていただいたとおり、身体障がい者用の駐車場も1台含みまして、こちら11台ということで整備していく予定です。

それと建物の右上の方に、こちら日陰棚、パーゴラを設置した砂場ですとか手洗い・足洗い場を整備するほか、あと敷地外周にもやはりお子さんの通所する施設ということで、フェンスをもう一度設置し直しまして、そういった整備もあわせて行う予定です。

それから、この配置図の一番左下のほうになるんですが、小さく施設名称サインとありますが、この建物の名称などを書いた施設名称サインを設ける予定ですよ、それがですね……

【伊達障がい福祉課専任主査】 本日お配りさせていただいた図面の一番後ろの3枚に、カラーであります。

【雲林障がい福祉課係長】 今、12通りありますが、こういった施設名称サインを設ける予定でございます。

次に、1階の平面図ですよ、図面番号がA03でありまして、こちらが1階平面図になります。まず、入り口の方から御説明しますと、左下の方になりまして、風除室を設けましたエントランスで、ここを通りますと左側に事務室があります。そこにローカウンターを設ける予定です。エントランス側にもローカウンターを設けることにして、簡単な用件でしたら靴を脱がずに済ませることが可能となっております。そこから時計と逆回りに御説明させていただきますと、まず相談室A、Bとありますが、この1階にはA、B、Cまで3カ所、相談室がございまして、こちらでは相談部門における相談員、臨床心理士による相談ですとか、インテーク等に使用す

る部屋となっております。

それから、隣に行きまして、相談部門において相談や検査なども行いながら、お子さんに適したプログラムを決めていく経過観察を行う経過観察室がございます。

その上に行きますと、授乳室も配置しました待合室がございます、こちらは先々、保護者の交流スペースとしても考えております。

右側のほうに渡り廊下を渡っていきますと、こちらには理学療法、作業療法を行う、上のほうにPT・OT訓練室と、その下に広い部屋で、お子さんの体を使った遊びの中から発達を促す感覚統合などを行う遊戯室を配置する予定です。

それから、ちょうど図面の上の方に行きまして、聴覚検査室という部屋がありますが、こちらでは遮音を施した部屋となっております、言語療法などを行う予定です。

そして、あと、その横というか上にありますファイル庫には、相談部門を利用するお子さん一人一人のケースファイルを保管するような形で考えております。

あと、検査室A兼医務室とありますが、ここには嘱託医の相談ですとか、臨床心理士の発達検査等で使用する予定です。

そのほか、こちら1階には倉庫が4つ、2階にも2つありますが、やはり療育を行うに当たっては教材ですとか遊具ですとか、その他備品類も多くございますので、収納を数多くとってございます。

次に2階の方に行きまして、一番上の方のA、B、Cと、こちらは児童発達支援事業、また、放課後等デイサービスのサービスをしていきます指導訓練室が3つございます。

あとは、そこから左の方にまいりまして、おむつ流しとか洗濯ができるスペースなどを確保してあります幼児用トレーニングトイレの部屋。それから、2階にも相談部門、療育部門の相談に使用ができます相談室がDとEと2つ。そして、検査室B、Cとありますが、こちらでも発達検査や言語療法等に使用する予定です。

あと、こちらの図面のちょうど真ん中、倉庫Aの下あたりですが、脱衣室と書いてありますが、こちらではシャワーなども設けまして、お子さんの体を清潔に保つための利用を考えてこちらに配置しております。

先ほど申し上げたように、倉庫、こちらもA、Bと2つあります。あと、一番上の図面の建物の方で、テラスというところでは一定の空間がございますので、ウッドデッキ調のよう

な形にしまして、夏、プールなどの設置も考えてございます。

建物概要については以上ですが、今日のテーマでございます建物の外壁につきましては、本センターの利用者でありますお子さんが通いやすく、もしくは受容できていない保護者の方もなるべく通いやすい、さらには通い続けたい印象の施設とするために、なるべく色が明る目の色彩を使用したいところではありましたが、市の景観審査委員会というのがございまして、逗子らしい良好な景観の形成に関する逗子市景観計画における外壁の色彩基準というものがございまして、その基準内のものを採用した上で、周辺景観に調和したものということで、最初、先ほど冒頭で3月に景観審査委員会から意見をいただいたということをお話ししましたが、そのときには、色彩とルーバーの組み合わせで9通り作成しておりました。その景観審査委員会に提案しまして、そこでの意見を踏まえた今回は4通りですね。お手元にお配りしました図面で申し上げますと、A-06AからA-06B、A-06C、A-06Dまでです。

【伊達障がい福祉課専任主査】 事前に郵送させていただいたほうの資料です。

【雲林障がい福祉課係長】 A-06Aが緑色ベースと左に書いてありますが、A-06Bが黄色ベース、A-06Cがピンク色ベース、A-06Dが黄色、ピンクの中間色と書いてありますが、この4通りを設計案の候補として今回、御送付させていただきました。

あと、施設名称サインにつきましては、先ほど御覧になっていただいたとおり、3通りということで作らせていただいております。

ちなみに、その景観審査委員会でもいただいた主な意見についてご紹介をしたいと思います。委員会の中では総じて町並み、風景との調和、突出するのではなく溶け込むような配慮が必要であると。もうこれは変更後の図面ですので、当初は変更前の図面についての意見ですが、緑ベースの配色については建物に余り使われず、かつ自然の緑が豊かな場所に使用されると違和感を生じて好ましくないと。

2つ目に、黄色ベースの配色については、建物に多用されるために違和感を生じない。建物北側の町中から望める部分がもともと明るく白っぽい配色であったが、丘陵地との対比が強く生じるため配慮が必要であるということで、4通りとも北側がもともともっと白っぽい色でしたが、この意見を反映させまして、少し色づけをしたような形になっています。あと、東側の木製ルーバーを設置する後ろの配色はもともと黄色に近い色であり建物の中で突出してしまう可能性がある。もともともっと黄色い色で、ほかの外壁より明るい色だったんですね。それに

ついてですが、そうした突出してしまう可能性があるため、明度、彩度を抑えることで明るい雰囲気を保ちつつ調和をとることができるということで、それも少し明るさを抑えた形になっています。

それから、3つ目にピンクベースの配色につきましては、比較的落ちついた配色になるのでそれほど強い違和感はないが、黄色ベースの配色と同様、北側部分の色彩が丘陵に並ぶと明るく見えてしまい、木製ルーバーを設置するところについては建物の中で突出し、かなり鮮やかな色彩になってしまうので、明度、彩度を抑える配慮が必要であるということで、こちらのピンクベースの建物についても北側の色は白っぽい色から少し色づけをしまして、あとルーバーの下についても、少し色彩を抑えた形になっています。

それと、3つ目です。鉄筋コンクリート構造の建物に木製ルーバーは景観上効果的であり、木製素材の印象を生かすために建物外壁については少し黄色みを抜いた色相を使用することで丘陵地に合った印象になるということで、以上の指摘を踏まえましてそれぞれ変更した上で、もともと緑ベース、黄色ベース、それからピンクベースの3色だったんですが、最後の意見も踏まえて黄色・ピンクの中間色の案も用意しまして、この4色ということで今回は作成させていただきました。

景観審査委員会でいただいた意見というのは、主なものは以上でして、今日は説明、詳細も含めまして施設の入りやすさ、通りやすさという印象ですとか、色、音等、そういった環境に敏感な障がい特性に配慮した御意見などがございましたら、忌憚なく御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【新倉障がい福祉課長】 今、事務局の方から説明をさせていただきましたが、施設の名称サイン、それから施設の色も含めて、入りやすさとか通りやすさという、その印象とかという部分と、あと環境面で何か配慮した御意見というのがあれば、皆様の方からどんどんいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【山本メンバー】 塗り直すのが大前提ということなんですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい、塗り直しは大前提です。

【山本メンバー】 全部塗り直すんですか、壁を。

【新倉障がい福祉課長】 はい、全部外回りは。今、多分入ってきて、外側から御覧いただくと、もう大分塗装もはげて、色も黒っぽくなってしまっていると思いますし、それから、やは

り長年手入れをしていないもので、少し水が入ってきてしまうような部分もありますので、その辺は手直しをして、色もきれいにということで考えております。

【中野メンバー】 その入ってくるときに、そんなに上のほうを眺めるかなと思います。元も子もないような言い方をして申しわけないんですけど、建物の印象を見るときに上を眺めて、あっ、この建物かって、余り見ないかなと。きょうも改めて見たんですが、かなり鬱蒼とした緑の中にあるという雰囲気なので、その印象の方が強いので、このカラーのこの絵にあるように、後ろに青空は透けていないので、私としてはむしろエントランスの雰囲気のほうが通ってくる人たちにとっては印象があって、そのビル全体の色はそれほど。申しわけございません。

【山本メンバー】 どうでもいい。

【中野メンバー】 そこまで言っちゃいけないかなと。

【雲林障がい福祉課係長】 確かに貴重な御意見で、建物全体もそうなんだが、入りにくいでしょうということも確かにそうだと思います。これからの設計の中で、少し心がけていきたいと思います。

【新倉障がい福祉課係長】 そのこともあって、少しローカウンターで中に入らなくても少しお話ができるような工夫はしている。なるべく広めにオープンにするというような形での設計を心がけています。

友野さん、いかがですか。

【友野メンバー】 資料が送られてきて、色も、外壁のもう話なんだって、ここまでもうきているんだというふうに思って、じゃ、いろいろ資料を送っていただいて、なかなかイメージが湧かなかったんですが、今、御説明いただいて、この写真もあって、やはりここは通りからもよく見えるところなんです、バス通りから。ちらっと見えるところなんです。何か落ちついた雰囲気で、療育センターがあるんだみたいなところで周知されるような、そういうような、少し落ちついた感じでいいかなというふうに思っていました。今、具体的に大体が出ているので、これもいいかなと思いついて聞いております。

【新倉障がい福祉課係長】 ありがとうございます。

加藤さん、いかがでしょうか。

【加藤メンバー】 東側の木製ルーバーのデザインが3つあって、あれはただデザインだけですよね。

【新倉障がい福祉課長】　そうです。

【加藤メンバー】　本当にあくのは2つだけなんですよね。窓があるのは2つなんですよね。デザインだけなんですよね。

【伊達障がい福祉課専任主査】　2階部分は倉庫部分の窓ということなので、施設利用者の方が使う面ではないです、ルーバーがある面は。

【加藤メンバー】　でも、何かやはり木製ルーバーとか、木製の部分が鉄筋に入るから、何かすごくいい感じだと思います。

【新倉障がい福祉課長】　山本さん。

【山本メンバー】　カラーのCGは、これは3月の景観審査委員会で検討したネタ。

【新倉障がい福祉課長】　景観審査委員会に出したときのものなので、修正前のものです。

【山本メンバー】　それを踏まえて、この4枚のほうで。

【新倉障がい福祉課長】　はい。

【山本メンバー】　わかりました。そうなんです、このカラーは没なんです。没と言っちゃあれですけど、リンクしないんですよね、あくまでも。

【雲林障がい福祉課係長】　全くイコールではないですけども、先ほどの北側の……

【山本メンバー】　超派手なので、ついこっちに目がいっちゃうとか。

【雲林障がい福祉課係長】　おおよそのイメージは持っていたかなというところで。

【山本メンバー】　何か割といい車だなんて、車のほうに目が行っちゃって、少し軽自動車のとか、何かそれで。

【中野メンバー】　こういう車じゃないですよ。

【山本メンバー】　どうでもいいですけど。わかりました。特にないです。

【新倉障がい福祉課長】　小林さん、いかがでしょう。

【小林メンバー】　緑系は少し色が出っ張っているところが多くて、黄色も同じように思います。ピンクのほうは全部同じ色の感じで。

【雲林障がい福祉課係長】　そうですね、こちらのはそれぞれその色とルーバーの形で組み合わせられていますので、どの色でもルーバーと色で何通りかできている。

【小林メンバー】　緑ですと、所属している法人の施設が頭にあったんですが、幼稚園でも結構緑とかを使っているところも市内にあったりします。

【雲林障がい福祉課係長】　そうですね。私もこれ、緑を最初に見たときに、えいむさんを思い出したんですが、やはり学校とかでも使っていたので、そんなに我々は違和感を持っていなかったんですけども、景観審査委員会では先ほどあったような意見で。

【新倉障がい福祉課係長】　重松さん、いかがでしょう。

【重松メンバー】　自分が古い建物で仕事をしているので、これを見てすごいなと思ったんですけど、角度的になんですけど、大体皆さんが目にするのはこの角度がほとんどになると思うんです。

【新倉障がい福祉課係長】　そうです。来られる方が目にするのは、その角度になるかと思えます。先ほどからお話ししている景観審査委員会のほうでは、友野さんがおっしゃっていたように、県道から少し山に向かって右手に見える、その見え方については景観、見た目というところでは、山の周りの自然と調和したという部分での意見が出ているということで、そちらの立場からの御意見をいただいたというような形であります。

【重松メンバー】　私もやはり中野さんと同じで、やはり全体というよりも入口の明るさとか入りやすさというところで、これでいくと何かその入口がやはり車で見えないので、入り口から見るとどんな感じなのかなというイメージがあるかと思うんですが、そのときに見えるその色合いだとか、その中の入口との関係だとか、そういったところで明るく見えるのってどの色なのかなというか。

【中野メンバー】　私は、思ったのは、そうそう塗りかえられないと思うんですよね、一度塗ったら。だから、時間がたって少し古びてという失礼ですが、薄汚れてきたときに汚く見えない、何かすごい汚れちゃったみたいにならないような色の方がいいかなって。最初きれいだったけど、あっという間に何か汚くなっちゃったというのはいけないかなと。それがどれなのかは少しわからないんですけど、プロならわかるんじゃないかなと。

【新倉障がい福祉課係長】　角野アドバイザー、いかがでしょう。

【角野アドバイザー】　私も少しこれを見せていただいた緑が一番すてきで、このルーバーの茶色とのコントラストもすばらしいなと思ったんですけど、美意識からいうと失格だと思います。こちらの写真を見せていただいたときは、何かこれはピンク色ではなくて。

【雲林障がい福祉課係長】　ピンクっぽい。

【角野アドバイザー】　ピンク色ベースというのは、先ほどおっしゃられたように、もちがい

いとかというようなことになったときに、どの色にしても、結局このルーバーが非常にアクセントになるんだから、基本的な色とルーバーの茶色を少し変えていけば、どれでもとてもすてきじゃないかなというふうに思ったんです。このルーバーというのは木で作りますか。腐食なんかしない。

【新倉障がい福祉課長】 木調という感じです。

【雲林障がい福祉課係長】 木目調ルーバーということですか。木目調な感じです。それがその景観審査委員会のほうでもRCの建物と逆に調和をしていいんじゃないかというような御意見をいただきました。

【角野アドバイザー】 何となくこれを見せていただいたら、さすが逗子だな、耐震か何かを考えてこのところに細いのを入れていく、そういう構造にしながら外壁をつくっていくのかなという気がしたんですけど、全くの装飾だけの。

【雲林障がい福祉課係長】 そうです、そういったデザインが主にです。

【角野アドバイザー】 どれがいいかというのは自信がないです。でも、緑の中に緑も悪くないんじゃないかなというふうに思ったんですけど。色彩感覚が非常におありになる方に、最初に失格と意見が寄せられたので、自信がありません。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

【中村メンバー】 中野さんがおっしゃったみたいに、やはりエントランス部分で、この前で子どもが中に入るのが嫌がっちゃうというようなイメージは、少し避けたい。もう少し子どもより大きい方も見えるんでしょうが、イメージ的にもう少しこの入口がかわいらしいといいのかなっていうのと、あとは、私も公務員ですので、この後、台風のたびにここが取れるんじゃないとか、色がはげちゃって、まだ何年しかたっていないのに塗り直すとお金がとかということで苦労するようなルーバーだと、後々、厳しいなど。ウッドデッキなんかもつくったときに物すごく、この辺のログハウスとかもそうなんですけど、湿度が高いのでぼろぼろになるのが早いです。それは大変夢のない話をして申しわけないんですけど、何かその辺がクリアできている材質だといかないかなというふうには感じました。

【新倉障がい福祉課長】 川名さん、いかがですか。

【川名メンバー】 私は感覚でしゃべっちゃうので。私がこの建物を最初に、4月、不登校の子たちの教室の着任が決まって4月1日に中を上がって、もう桜満開だったんですね。ピンク

がとてもきれいで、このやはり土地、地名も桜山ということで、写真だけ見る限りは少し、イメージですよ。緑は何か安っぽく見えてしまいます、私から見ると。建物が何か軽いといったら変なんですけど、重みがないように見えてしまって、そうすると黄色とピンクを見たときに、黄色も悪くないんですが、少し黄色ってやはり印象が強いから、その部分だけ強調される。やわらかい感じという、私はこの3色のベースでいうと、ピンクが一番何となくしっくりくる。それから、ルーバーについては格子状になっている一番細かい、耐久性とかそういう部分はどうかかわからないですけど、何かいろんな個性を持った子どもたちが通ってくるという意味合いからすると、細かい格子状のルーバーというのがいいかなというふうに思うので、私が一番この写真で気に入ったのはピンクで、ルーバーが一番細かい形が私は何となくしっくりきました。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

早川さん、いかがでしょうか、実際、今こちらにいらして。

【早川メンバー】 子どもが通うところなので、子どもにとって、子どもの見方ってもう忘れたんですけど、ルーバーの形としては細かい方が、今は子ども向きなのかなと。全面覆っちゃうと、少し何か閉鎖的なので、開放的な方がよい。色はよくわかりませんが、少しやはり緑はどうなのかな。緑の中だからという気はやはりしますね。長年たったときの色の経年変化はよくわからないですけど、結構このピンクも合うかななんていう気がします。僕も問題は、今の青少年会館もそうなんですけど、これで言うと車のとまっているもっと右の方がすごく光が入るんですね。だけど、エントランスの左の今の事務室のローカウンターのあるところが、すぐ隣に木が覆い茂っちゃって光が非常に入らない、暗い印象を受けるんですね。廊下も暗いし。むしろそっちの方の採光の部分が気になるところで、もっと明るくなる、今の建物の感じよりは、もっと光の入る設計がいいのかなとは思いますが。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。暗いイメージが、この建物の天井に配管が入っていて、通常の今どきの建物より天井が低くなってしまっているの、余計圧迫感があるのと、暗さを感じるというところがあるかと思います。その辺はその配管も全部取りかえるということで、天井も約30センチ高くなるということなので、大分印象が変わってくるかと思いますが、その分、また電気の配置や何かで施設の雰囲気合ったものということでは考えております。

今、皆様の方から、やはり入口のエントランスの部分の雰囲気的重要だというお話がありましたので、改めてその辺を配慮しながら、もう一度検討したいと思います。また、経年で皆さんに予算のご心配までいただいているという感じですが、それが現実問題ではございますので、その辺も考えながらということで進めさせていただきます。

それから、皆さんにルーバーの部分ではお声をいただいているところですが、そちらもまた予算の関係もありますもので、できるだけ配慮したいというところではあります。このとおりにいかないこともあるかもしれませんので、その辺は御容赦いただければと思います。

最終的な色の決定は、きょう皆さんからいただいた御意見を踏まえまして、内部で調整をしてということで、こんな雰囲気の建物ですということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、こちらにつきましては、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

続きまして、もう一つの2点目の議題が、想定される自己負担額についてということで、続けさせていただきたいと思います。

事務局の方から説明させていただきます。

【伊達障がい福祉課専任主査】 それでは、資料3を御覧ください。A4の1枚です。

資料の3につきましては、こちらの（仮称）療育・教育の総合センターにおける児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する際に想定される自己負担額についての資料でございます。

皆様の方には基本構想の検討の中でもお話をさせていただいたところではございますが、新たなセンターにおきましては、児童福祉法に基づく法定給付のサービスとして、未就学のお子さんが児童発達支援、就学後のお子様につきましては放課後等デイサービスという形でのサービスの提供を考えております。こちらのサービスにつきましては、法定給付のサービスということでして、利用者の方につきましては一定の自己負担が発生いたします。

自己負担額につきましては、基本的に費用の1割の負担という形になっておりますが、また、その世帯の所得に応じて月額の上限額という形で定められております。

まず、その想定される自己負担額、1割の自己負担額についてという形で①でございますが、まず児童発達支援については、こちらの方に各単位数という形で数字の方、想定されるところを書いてございますが、こちらの方は利用されるお子さんの定員の数ですとか、それぞれ事業

者の方でこういった形で支援者、指導員とか管理者を設定するのかというところにもよって、この加算というところも変わってくるところでありますので、あくまで現段階の想定という形で算定をしたところでございます。

児童発達支援のところから御説明させていただきます。まず基本部分というところで、単位数が620となっております。こちらは一応、今のところ定員10人以下という形で想定はしておりますが、定員が11名以上になった場合は若干この単位数はまた安くなる、数値の方は少なくなってしまうかもしれませんが、今はこういった形で想定をしております。

あと、次が児童発達支援の管理責任者専任加算という形でございます。こういった児童発達支援等を行う場合には、いろいろと人員基準がございますして、児童発達支援の管理者、つまりサービス管理の責任者とか指導員を何人にするという基準があるんですが、児童発達支援の管理責任者と例えばサービス管理責任者というものを兼務できるとか、いろいろとそういった規定もあるんですが、これを仮に責任者を兼務しない専任という形にすればこういった加算がつくと、そういったところでございます。

次に、指導員の加配加算です。こちらにつきましては、最低基準、利用するお子様何人につき指導員何名という基準があるんですが、それより多く指導員を配置した場合には、195という加算がつくというところでございます。

次の福祉専門職員の配置等加算、こちらの加算につきましては、配置されている指導員の方が例えば社会福祉士の資格を持っている方を配置した場合には、こういった加算、単位数で言うと10の加算がつくというところでございます。

最後の、福祉・介護職員の処遇改善加算という形につきましては、それは実際にこういった施設で働いている職員の方の一定の処遇を改善すると、そういった事業所については加算がつくというところでございます。

こういった単位数を合計しますと、児童発達支援では1,061という形で数字が出まして、実際にこれを費用、円に直す場合には、次に、右にある地域区分という10.6、逗子では10.6ですが、これを掛けて1回の利用については1万1,246円が費用としてかかるという形で想定がされます。ただ、利用する方にお支払いいただく額につきましては、この額の約1割になっておりますので、自己負担額としましては1,124円ぐらいが1回の利用料として想定がされるというところでございます。

同じく、放課後等デイサービスにつきましても、あくまで想定という形ではございますが、単位数を出して、その地域区分10.6を掛けて、1回の費用としてはおおむね9,688円で、利用者の方には1割負担となりますので、1回の利用については968円という形になってまいります。あくまでこちらは想定でございますので、こういった加算がつくかとか、利用者の定員数によって数字は変わるんですけども、大体1回当たり1,000円前後ぐらいの目安で利用料がかかるという形で御理解をいただければと思います。

ただ、1回1,000円前後の利用料はかかるんですが、次の②のところまいりまして、その世帯の所得に応じて一月の上限額という形で規定がされております。こちらにつきましては、1カ月に児童発達支援または放課後等デイサービスを何回利用しても、この上限額を超える負担はないという形になってまいります。こちらの上限額につきましては、世帯の収入状況によって3つに分かれております。

まず、市民税の非課税世帯につきましては、負担の上限月額が0円という形で設定がされておりますので、非課税世帯につきましては、月に何回利用しても費用の負担はないという形になっております。次に、市民税の課税世帯につきましては、市民税の所得割というので幾ら以上という形で分かれておりまして、市民税の所得割が28万未満の世帯につきましては上限額が4,600円で、市民税の所得割が28万円以上につきましては負担の上限額が3万7,200円という形で設定がされております。

制度としては、この月ごとの上限額だけでなく、例えば利用しているお子様が児童福祉法にある児童発達支援、放課後等デイサービスのサービスと、あとはもう一つ、障害者総合支援法にある例えば短期入所ですとか、そういったサービスを利用されている場合には、その2つを合算して上限額を定めたりとか、あと、同じ世帯に介護保険を利用しているご家族の方がいる場合は、その介護保険とこういった児童発達支援の利用料を合算して上限額をまた定めるとか、そういった高額障害福祉サービスの給付費の支給もありますので、その世帯の負担についてはできるだけ軽減するような形で制度設計がなされておりますので、こういった中で新しい療育センターにつきましても展開していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【新倉障がい福祉課長】 説明の方は以上になりますが、皆様方の方からこの点について御意見等ございましたら、お願いいたします。

小林さん。

【小林メンバー】 送迎をやられると考えていたんですけど、その送迎加算とか費用とかというのは。

【新倉障がい福祉課長】 これは児童発達支援と放課後デイの部分だけですが、送迎に関してはセンター全体でということ考えておいて、この部分に関して送迎というものは別に考えております。

【小林メンバー】 別で徴収するということ。

【新倉障がい福祉課長】 徴収するかしないかも含めて……

【小林メンバー】 検討すると。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうですね。

【中野メンバー】 センター全体でということは、相談に来る方とかそういう方も含めて送迎をということですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい。その送迎の方法については、まだこれから詰めていくところではあるんですが、この事業所としての送迎は今のところは考えてはおりません。

【中野メンバー】 すみません、わからない。今の親子教室の利用をされている方というのは負担なし。

【新倉障がい福祉課長】 市の単独事業で負担なしです。

【中野メンバー】 ということは、これに移行するとお金がかかるようになるということですよ。

【伊達障がい福祉課専任主査】 そうです。

【友野メンバー】 市ではそこのところを負担しようとか、そういうことは考えてないんですか。

【新倉障がい福祉課長】 その辺も考えてないことはなかったんですが、児童発達支援の事業としてやるもので、ほかに市内にも事業所があったり、ほかの市にある事業所を使っている方もいらっしゃるんで、ここだけその自己負担をゼロにするということはやはり公平性に欠けるということがございますので、その人その人に合った事業所を御利用していただくためにも、全てここの児童発達支援とか放課後等デイサービスということではなくてという考えのもとに、その部分では一定の御理解をいただいて、負担をいただいて公平性を保ちたいなという意味で、今回は自己負担の導入という方向で考えさせていただいております。

やるかやらないかという話になるかと思うので、もし負担を市のほうで負担していくとなると、ほかの事業所を使っていらっしゃる方も皆さん同じように市がその自己負担分を負担していくというふうになるかと思いますが、その部分に関しては、大体今、この療育の事業を使っていらっしゃる方が通園事業だけですと20名ぐらいですが、ほかにグループの利用なども合わせて60名近くの方が利用していらっしゃいます。そのほかに今、ほかの事業所を使っていらっしゃる方も30人ぐらいいらっしゃると思いますので……

【雲林障がい福祉課係長】 30人強いらっしゃいます。

【新倉障がい福祉課係長】 その方たちの自己負担分を全部市が持つということになると、結構予算的にも大きくなります。お金の問題ではないかもしれませんが、これからますます、18歳までとなると利用者も増えてくる可能性もございますので、そこら辺は御理解いただければありがたいかなということで、今回こういう方法で考えさせていただいていると。

【友野メンバー】 健診のフォローグループがありますね。そのところはまた別のふうにご考えてよろしいのでしょうか。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね。

【友野メンバー】 この児童発達支援の方に来られる、通われるといったときにこの自己負担が発生するというふうにご考えてよろしいのですか。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね。こちらのセンターを御利用になるパターンというか、経路としてはいろいろあるかと思いますが、今おっしゃられたように、健診もしくは健診フォローグループの方からつながっていらっしゃるお子様がかなり出てくると思いますので、今まではフォローグループも別に有償ということでなかったですし、今申し上げたように、今の療育の相談室も、それから通園事業のほうも無償でということで市の単独事業ということでやってまいりまして、センターに移ってからも、こちらの児童福祉法としての放課後等デイサービスと児童発達支援という、その通園の部分のサービスについては法定給付ですので、自己負担という部分で利用料かかってしまいますが、その入り口となる相談、今で言う療育相談室、センターに移ると今のところ相談部門と呼んでいます。そっちの直営部分につきましては特に利用料とかはございませんので、相談ですとか機能訓練ですとか、そこからそのお子さんの療育方針を決めていく経過観察の部分につきましては、今までどおり特に費用がかかるようなことはありません。

【中野メンバー】 そうすると、この児童発達支援というのは今の親子教室に当たる部分。

【新倉障がい福祉課長】 はい、基本的にはその部分ですね。

【中野メンバー】 1日何時間ぐらいなんですか。

【新倉障がい福祉課長】 4時間程度ですかね。放課後等デイサービスについても、学校が終わった後に4時半とか5時ぐらいまでの間ということで考えております。

【中野メンバー】 今、逗子でやっている日中一時は自己負担はどれぐらいなんでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 日中一時、1割ですかね。

【雲林障がい福祉課係長】 日中一時は、もともと放課後デイサービスの報酬を参考にして単位数をつくっていますので、そんなに大きく変わらないです。

【中野メンバー】 もしも導入されて、3万7,200円の上限額になる方の割合って、どれぐらいかわかりますか。

【雲林障がい福祉課係長】 今回、こちらの資料を作るに当たって、見ていたんですが、今、児童発達支援の支給決定を受けている方が6人いらっしゃいます。それから、放課後デイサービスの支給決定を受けている方が38人いらっしゃって、合わせて44人いらっしゃるんですが、44人のうちこの3万7,200円という階層に当たる方については6人、44人中6人の方がいらっしゃいます。所得で言うと高所得者層になるんですが、その6人の方はおおよそどのぐらいの収入なのかなと見てみましたら、大体900万台中盤ぐらいから、ほとんどの方が1,000万以上の方で、税ですので、それぞれの扶養控除ですとか社会保険料等いろいろな控除の金額によってどうしても上がり下がりはありますけど、目安としてはそのぐらいの収入だと、その階層になってくるかなというような印象があります。

【新倉障がい福祉課長】 他市の状況なんかを聞きましても、ほとんどの方が4,600円のところでというようなお話は近隣でも伺っているところです。

ほかにいかがでしょう、御意見は。

【友野メンバー】 地域区分のところで、少し御説明をいただきたいなと思っております。各市町村で違うのは、どのような違いがあるんでしょうか。

【伊達障がい福祉課専任主査】 基本的に、地域区分というのは地域の人件費ですとかその物価の違いによって数値が定められています。要は、東京都内と地方では当然人件費の基準ですとか物価等も違いますので、それによる差です。ですので、東京都内では地域区分が高く、数

字が大きくなります。地方に行けば人件費等が、物価が安いところに行けばこの地域区分というのが小さくなっていく、そういう形で設定がされています。

【友野メンバー】 近隣ではどのぐらいですか。

【伊達障がい福祉課専任主査】 例えば、葉山と逗子はたしか同じぐらいのレベルなんですけど、鎌倉ですとか横浜はもっと高くなっています。数字ははっきり覚えていないんですけど、10.8とか10.7ぐらいかなというところですよ。

【友野メンバー】 そうすると、負担額と事業者に入ってくるお金と、場所によって違うということですか。

【伊達障がい福祉課専任主査】 そうです。全く同じサービスをやっても、1回の利用料が少し大きくなりますので、利用者負担も若干多くなりますし、利用者負担1割で、残りの9割というのは法定給付で国県市からお金が出ているんですけど、そういった額も大きくなると。そのかわり事業所に入るお金も若干大きくなるという形になっています。ただ、その分は当然人件費ですとか物価が高いところになりますので、当然その辺は事業所としてももうけになるというよりも、もともと人件費が高いところなので、そのために使われていくという形です。

【友野メンバー】 例えば逗子市内でこういう放課後等デイサービス等をなされている各事業所がありますよね。そのときに、その事業所のいわゆる、自分で運営していると思うんですけど、例えば市に入る療育の事業者は、ここを使って療育をされるわけですよね。

【伊達障がい福祉課専任主査】 はい。

【友野メンバー】 そういところの利用料とか、そういうのはどのように考えられますか。

【伊達障がい福祉課専任主査】 実際にこの場所でしょうか。

【友野メンバー】 場所、はい。

【伊達障がい福祉課専任主査】 あくまで市の方からの委託という、あくまで市が業務を委託するという形ですので、その事業者の場所代というものはないです。

【友野メンバー】 じゃ、公平ではないですね。さっき公平というお話がありましたが、各事業所においては、いわゆるその事業の形態でそういう場所も経営しているわけですね。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、その違いはありますが、利用者にとっての自己負担額というのは公平を考えます。ただ、事業所についてはこちらもプロポーザルで事業所を選びますので、そこは市としてこのセンターの中でやってほしい事業所を募集するというので、

一般的には単独で事業としてやっていただくということが前提でしょうから、今回市としては、市がやるべきところを委託で事業者によっていただくという考え方です。

【友野メンバー】 すみません、少し疑問に思ったものです。別に深い思いはないです。

【伊達障がい福祉課専任主査】 ただ、こちらでやられる事業者さんについては、あくまで市の相談部門を通して来た方だけだという形がありますので、ほかの民間の事業者さんですと、事業所の判断で利用者をたくさん集めたりですとか、そういった判断ができるんですが、あくまでここでやっていただく療育の事業者さんにつきましては、自分たちでそういった利用者を集めるのではなくて、あくまで市の直営の相談部門を通してアセスメントをやって必要と認めただけという形であるので、一定のそういった制限も含めた上で、今回プロポーザルという形をお願いするところになりますので、その辺も踏まえると有利なのか不利なのかというところは、またいろんな考え方はあるかと思います。

【友野メンバー】 わかりました。ありがとうございます。

【新倉障がい福祉課長】 ほかに御意見ございますでしょうか。

法定の給付ということなので、基本的には事業所に入る分の費用につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担割合で負担をしていくという形のものになります。それ以外に、その1割については利用者さんに御負担いただくという形です。

【角野アドバイザー】 こういう形というのは、今、委託と言われましたよね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【角野アドバイザー】 委託先を探すのは市でおやりになって、委託契約ができてしまうと、それはずっと続いていくわけですね。例えば指定管理なんかだと5年で見直しをかけて、そして一般公募もするんですが、少し委託が悪いわけではないけれど、委託というのは任されてしまうと、もう公的などところからの委託を受けたからと、ずっと同じようなレベルでいって、それがいいのかどうかという批判やなんかはどういうふうな形で受けるものなんでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 委託契約も一定の期間を設けて、さらに第三者評価みたいな形で評価を入れて進めていく。

【角野アドバイザー】 そうですね。

【新倉障がい福祉課長】 あとは、このセンターは、その相談の部分が直営ですので、直営部分がかなりその委託部分に目を入れてということで、任せっ切りというような形ではなくて、

一緒にやっていくというようなイメージで今のところ考えておりますので、その上でさらに第三者評価というような形も取り込んで進めていきたいというふうに考えております。

【角野アドバイザー】 少し気になっていたのですが、そういう部分はやはり市民にとって心配じゃないかなという気がしたんです。

【新倉障がい福祉課長】 はい。県の指定の事業所になりますので、県の方からの実地調査や監査というのも定期的に入るようになりますので、そこは市としてもきちんとやっていきたいなというふうに考えています。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、重松さん。

【重松メンバー】 これ、「なお」書きの下のところの具体的なところですが、同じような児童福祉サービスや障害福祉サービス以外でも、介護保険サービスを使っている方でも世帯としてあれば減免があるよということで、それは既に今も通われて、それがそのまま使えるよということですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【重松メンバー】 大体どのぐらい。

【伊達障がい福祉課専任主査】 ここにいろいろとパターンを書かせていただいているんですが、例えば世帯で複数のお子さんがいらっしゃる場合なんですけれども、例えば2人兄弟がいて、仮に上限額は4,600円の世帯のお子さんだとしますと、お一人の方で月に4,600円で、もう一人のお子様で月に4,600円という形で払わなければいけないんですが、今一番下の「なお」書き、この高額障害福祉サービスの給付費ということであれば、この2人ですが、それぞれ1人でカウントして4,600円という形になるので、4,600円は返ってくる形になります。

【重松メンバー】 世帯で4,600円。

【伊達障がい福祉課専任主査】 という形になってまいります。

【新倉障がい福祉課長】 昨年度、そういった世帯に該当する方は、児童だけではないんですけど、障害福祉サービスと介護保険とかの併用の方とも合わせますと5～6人。たしか10名まではいらっしゃらなくて、5～6名の方がこの併用の高額障害福祉サービスの給付費に該当される方だったかなというふうに記憶しております。

【重松メンバー】 介護保険だと課が違いますよね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【重松メンバー】 でも、それは申請ではなく市の中で、それはシステムとして把握できて、こういう金額ですよというのが申請しなくてもできるのでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 基本的には申請をしていただくんですが。

【雲林障がい福祉課係長】 そうです。こちらから周知を、御案内をした上で申請していただくという形になります、該当しそうな人については。

【加藤メンバー】 これが介護保険とかいうのじゃなくて、例えば幼稚園に通いながら週1回通園で通うとか、そういった場合は一緒にはならないですよ。保育園とかでも別になるんですか、金額で別になっちゃう。

【雲林障がい福祉課係長】 そうです、それは別です。

【加藤メンバー】 別になっちゃう、はい。

【新倉障がい福祉課長】 小林さんの方で相談支援事業所ということで、身近でやっていらっしゃる印象でいかがですか。

【小林メンバー】 費用ですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい、費用。

【小林メンバー】 私もケースを見ていて4,600円の人が多いかなと思っています。頻度としては人によって違うでしょうけど。

【新倉障がい福祉課長】 今の大体皆様の利用頻度といいますと、本当に週1回から、週多くて4日間で、4日の方はほとんどなくて3回以下という感じなので、そうすると週に2回で4週間で8回ぐらいというイメージかなと思うんですけど、そうすると8,000円、9,000円近くが上限額がありますので4,600円というようなイメージかと思います。

【雲林障がい福祉課係長】 先ほどの、また定員でもこの単位数って変わってくるという話を冒頭にさせていただいたんですけど、これは定員10人以下ですが、例えば児童発達支援で11人以上20人以下ということになりますと、大体お一人の1回の自己負担が750～760円なんです。そうすると、8回通っても4,600円いかないというぐらいになってしまうんですけど。

【小林メンバー】 こちらは民間でやっているようなお預かりケアみたいなのは多分ないですね。そうすると、頻度はそれほど、例えば週に1回ぐらいの療育を受けて、その後1回か2回は少しお預かりサービスも含めたデイサービスを使ったからとか、そういったパターンが想定できるので、そうですね、週3回、4回ぐらいですね。

【新倉障がい福祉課長】 ここを3回使って、週1回でよそのサービスを使うとなると、合わせての上限額が4,600円。

【小林メンバー】 あと、先ほども角野先生がおっしゃったように、よその目が入るところですと一応、多分これも全部相談が入ってモニタリングとか、そういうところとやるようになると思うので、そうすると幾つかの目が入って、市の直営の相談員さんも入りますし、私ども民間の相談支援事業所が入っていくようになると思いますので、その辺では見れていくと思います。

【新倉障がい福祉課長】 法定給付でやりますので、利用計画というのを相談支援事業所の方に作っていただくということになりますので、必ず市と相談支援事業所の目は入るということ。

【小林メンバー】 費用で、これは法定の費用ですけど、いろんな教材を使ったりとか、いろいろそれに付随するものがあるかと思う。その実費負担は。

【雲林障がい福祉課係長】 今のところ、そういった実費負担がかかるようなサービス施設もあるんですが、絶対とはここでは言い切れませんが、前提としては、このセンターについては原則そういった委託料の範囲内でそれを賄っていくということで、ここでいう法定給付のための自己負担以外には原則としては必要のない形では考えています。

【新倉障がい福祉課長】 いかがでしょうか、ほかに。

【中野メンバー】 変なことを言いますが、こういう条件でその委託を受けようと手を挙げるところはちゃんとあるんですよね。

【新倉障がい福祉課長】 20日から公募をかけておりまして、今現在、問い合わせレベルですが、4件ほど事業所からの問い合わせが入っています。

【中野メンバー】 どこかの保育園で、どこも手が挙がらなくてできなかったというのがあったと思ったので、ここまできて受けるところないからできませんというのは余りにも悲しいので、そこがすごく心配しています。

【新倉障がい福祉課長】 ほかにいかがでしょうか。

【中村メンバー】 今、お話の中で相談支援事業所と市と両方が入るというのは、児童発達支援のほうにも言えることなんですか。

【新倉障がい福祉課長】 そうです。

【中村メンバー】 そうすると、先ほどの母子保健のほうから、次のステップに行きましょう

という、いきなり相談を事業所と相談するわけですか。

【新倉障がい福祉課長】 いきなりではないです。サービスの利用につなげる。児童発達支援を利用するという過程の中では相談支援事業所に入ってもらいますが、まずはルートとしては母子保健からつながる必要のあるお子さんについては相談部門で受け止めて、そこで経過観察なり親御さんとのきちんとしたやりとりができた段階で初めてサービスの利用をというような流れになっていくかと思えますので、いきなり療育センターに来ました。そこで相談支援事業所と相談部門が入って、じゃ次に、とんとんというふうにつなげていくわけではなくて、そこは丁寧にやっていくというセンターの役割の中でやっていくというふうに考えています。

【中村メンバー】 ただ、療育からそちらに進む場合には、児童発達支援の受給者証を交付することになると思うんですけど、ということは必ず医療につながるものが前提になるというんですか。

【新倉障がい福祉課長】 児童発達支援の利用に関しては、この療育センターの方でやはり支援が必要であると見立てた方について、サービスの利用の対象になってきますので、医療が前提とか手帳が前提というふうに限ったことではないです。

いかがでしょうか。

【加藤メンバー】 療育で健診フォローグループから来る、そこで親の気持ちとしては受給者証を取ることも含めてやはりすごくハードルが高い。多分気持ちとして。そのところを丁寧にしてもらわないと、サービスを受けるために今までお金がかからなかった人がかかってくる感じですから、やはりお金がかかるのならいいわとか、そうならないような体制というのにしてほしいと。

【新倉障がい福祉課長】 そうです、そこが一番重要なところだと思いますので、その点には十分配慮した対応をしていけるように相談部門の体制も整えていきたいというふうに思っております。現在の療育の方も、やはり相談にはつながったが、すぐに通園にと気持ちを持っていかれることができない方もたくさんいらっしゃいますので、そこは相談の方で丁寧に対応しながら、時期を見て通園の方につなげるというようなやり方をしているので、その辺は変わらず丁寧に、より丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

ほかに御意見ございますでしょうか。

【早川メンバー】 今後の話なのかもしれませんが、いわゆるハード的な部分はともかく、市

の直営部門と、それから委託部分との、市と民間とのその辺の調整の問題というのはかなりいろんな課題が見えてくるのかなと。例えば先ほど出ているように、必ずその相談部門は市の直営部門ですよ。そこで一定の見立てをして、発達支援とか放課後デイが必要だということで委託に回すということなんですけど、でも、見立ては1回だけじゃないんですよ。そのいろんなサービスをやっている中で、最初の見立てがまた変わってくるという場合もありますよね。そこら辺の直営部門と実際に療育を担当している部門とのそういう打ち合わせなり、そういうシステマ的なものというのは今後の検討になりますでしょうか。それとも何かお考えが。

【新倉障がい福祉課長】 開設までの間にはきちんとした形にしたいと思えますけど、基本的には相談部門はずっと18歳まで寄り添っていくというスタンスでやっていますので、児童発達支援や放課後デイを利用しているからといって、そちら任せというわけではなくて、連携を密にしながらやっていくというのが基本スタンスでやっていますので、そこら辺の仕組みは、これから開設に向けて、より詰めていきたいというふうに思っています。

【早川メンバー】 ありがとうございます。

【新倉障がい福祉課長】 場合によってはここで学校とか保育園・幼稚園と相談支援事業所というような形で連携しながらやっていくということが大前提のセンターになっています。

いかがでしょうか、御意見の方。もし、よろしければそろそろこれで。

【山本メンバー】 費用の方だけじゃなくてもいいですか、スケジュールとかで。

【新倉障がい福祉課長】 はい、どうぞ。

【山本メンバー】 次って、11月に療育内容、送迎に関する会議を行うという予定になっていると思うんですけど、その前に療育事業者さんの契約が確定しているという予定なんですけど、そうすると、次の会議にはその療育事業者さんもこちらに来られたりとか、事前に療育事業者さんと打ち合わせし、その結果をここで少しもむとか、そんな感じを想定することになるんですかね。

【新倉障がい福祉課長】 この療育内容というのは、表現がもしかしたら適切ではなかったかもしれないんですが、児童発達支援とか放課後等デイサービスの内容というよりは、センターをどのように運営していくかというような、その辺の内容ということになるもので、必要に応じて新しい事業者が入った方がいいようであれば同席も可能ですし、まだそこまでということであれば、このメンバーで相談させていただきたいなというふうに考えています。

【山本メンバー】 わかりました。

【新倉障がい福祉課長】 ほかに、全般でも構いませんので、何かございましたら御意見を。また、しばらく間があいてしまいますので。

【山本メンバー】 今日小川アドバイザーさんがお休みなんですけど、あの方とはどういう関係。市からお金を払っているいろいろアドバイスいただいているという間柄。

【新倉障がい福祉課長】 そうです、はい。

【山本メンバー】 今でも、そうということで。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、はい。

【雲林障がい福祉課係長】 所属である横浜市総合リハビリテーションセンターに依頼をしまして、アドバイザーとして派遣をしてもらっています。

【山本メンバー】 じゃ、こういった資料をつくる段階でも定期的にお話はされているという感じなんですね。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね。

【山本メンバー】 今日のはたまたまどうしても来られなかった。

【雲林障がい福祉課係長】 そうなんです。

【山本メンバー】 わかりました。いたほうがいいなと思っていたので、少し残念です。

【新倉障がい福祉課長】 たまたまもとの事業団の方の理事会ということで、こちらの予定より後にそちらが決まってしまって、申しわけありません。

【山本メンバー】 でも、やはり事業者さんが決まったんだったら参加してもらった方がいいんじゃないかなと思いますが、次回から。契約の中に入っているか入っていないかは少しわからないので、無理強いは多分できないかもしれないんですけど、そんな気は少しします。

【伊達障がい福祉課専任主査】 今回8月に決まる契約という内容は、27年度10月から3月まで、あくまで引き継ぎだけに係る契約になるので、この引き継ぎというのは御存じのとおり、福祉会館で社協がやっている通園事業の引き継ぎというところだけの半年間の契約というのをここで一応結ぶということになっているのでありまして、こっちの検討会はセンターができた後の話になるというところがございます。

【山本メンバー】 できた後のやつは、予定としては契約とか決まるとかというのは。

【伊達障がい福祉課専任主査】 そちらの方は、まだセンターができた後の、予算等々が確定

していない段階の中で……

【山本メンバー】 大分後ということですね。

【伊達障がい福祉課専任主査】 ただ、とはいえ全く違う事業者さんがいろいろ来るのは意味がないので、あくまで今回、引き継ぎをやられたところに、できればお願いをしていきたいなとこちらでは考えてはいるんですが。

【中野メンバー】 今、療育を利用されている方のお母さん、余りよくわからないからだとは思いますが、今度小学生、来年4月に小学校になるんだけど、そうしたらもう行くところがないのって、福祉会館は終わっちゃうし、療育センターはできないし、そんなふうなことをちらっとおっしゃった。そうじゃないとは思ったんだけど、まだその辺わかっていらっしゃらない方もあって、事業は遅れているし、その業者というんですか、委託先も社協からかわるということで不安を持っていらっしゃる方がいるような感じがしたので、今の利用者の方には丁寧に説明をしてあげていただきたいなと思いました。

【雲林障がい福祉課係長】 今年1月に、通園事業そのものの利用者さんにつきましては、4日間にわたってスケジュールの延長というか、その部分と利用料の話をさせていただいて、今後も、今年9月、引き継ぎの事業者さんが決まって、これから10月から始まる段階と、あと28年2月、その事業者さんが実際にそのままいけば4月以降その福祉会館で引き継いでやります。さらには、その後10月にセンターが整備、開設しますので、その前に5月ぐらいに思っているんですけども、そのときに段階を分けて利用者を対象にした説明会をさせていただければということ考えています。

【中野メンバー】 予算がついていないから言えないというのはわかるんだけど、やはりその辺で不安があるんじゃないかなと思ったので、うまく大丈夫ですよと安心させるような形にしておきたい。

【新倉障がい福祉課長】 就学後定期的に通園のような形で通うところは少し半年間はありますが、相談としては18歳まで拡大して相談は引き続き受ける体制をつくりたいので、個別に御相談を受けるということは可能にはなるということで御説明はさせていただいています。

【中野メンバー】 そうすると、4月から療育はしばらくお休み。

【新倉障がい福祉課長】 お休みじゃないです、福祉会館で。

【中野メンバー】 会館では、やるんですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。就学前のお子さんの療育は引き続き半年間やっていくということで、なるべく不安のないような形で、うまく移行できればというふうに思っています。

ほかに御意見はございませんでしょうか。前半の建物の件に関してでもまだもう少し言っておきたいというようなことがあればおっしゃっていただければと思いますし、御質問でも構いませんので。いかがでしょうか。

【中村メンバー】 すみません、細かいことなんですけれど、11台車がとまるというふうに言っていたのは、送迎車とかそういう事業所の車ではなくて、来所者が11台とまるということで。

【新倉障がい福祉課長】 そうです、それが前提です。

【中村メンバー】 別の場所に仕事用の車がとまる。

【新倉障がい福祉課長】 はい。恐らく送迎車を回しても、時間にうまく乗れない方もいらっしゃるかと思いますので、今も通園のほうはそうですが、御家族が車でいらっしゃる方が多いので、なるべく台数をとれるように工夫をしたいというふうに思っています。

【加藤メンバー】 放課後デイの送迎はあるんですか。

【新倉障がい福祉課長】 放課後デイの送迎も考えています。

【加藤メンバー】 あるんですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい。どのような形にするのが一番いいのかというのは、まだこれから詰めないといけないんですけど。

【小林メンバー】 施設名称サインというやつは玄関の中ですか。

【新倉障がい福祉課長】 駐車場の横の植え込みのところです

【伊達障がい福祉課専任主査】 この図面でいいますと、左にグレーの車がとまっているかと思うんですけど、そのグレーの車の隣の左側に少しスペースがあるかと思うんですが、こちらに建つ予定ではいます。

【中野メンバー】 この道路って、こんなに広くないですよ。それでここにこういうふうに植え込みがあって、結構駐車技術が必要なんじゃないかな、ここ。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね。これ、今、切り下げてあるんですが、今現在計画しているのは、これを盛って建物と平行というか、同じレベルにして上側からとめるというように。

【中野メンバー】 そうですか。むしろこの植え込みはないほうが車を止めやすいのではないかなと。ここに絶対タイヤをぶつけますよね。

【新倉障がい福祉課長】 そうかもしれません。

【加藤メンバー】 この名称が入るのは、じゃ、看板だけということですか。建物自体には。

【新倉障がい福祉課長】 建物にも。

【伊達障がい福祉課専任主査】 今も入っているかと思いますが、建物にも入れる予定ではありません。

【新倉障がい福祉課長】 次回が11月になりますもので、それまでの間にこんなことも気にしておいていただきたいと、そういったことがあれば言っていたらと、私どものほうで気がつかない部分もあるかと思しますので、何かあれば、ぜひお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようなので、本日はこれで検討会を終了させていただきたいと思えます。本当にたくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございます。また、進行につきまして御協力いただきまして、ありがとうございました。検討会はこれで終了させていただきます。

今回は、11月に開催をさせていただければと思っておりますので、大分先ですので日程調整はこの場でなく、また改めてさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで閉会とさせていただきます。本日は皆様、お忙しいところ本当にどうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。